

第22章 会津若松市勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、会津若松市に働く青少年のみなさんに、健康で楽しい余暇を過ごしていただくための施設です。

仕事を終えた後の余暇時間には、スポーツ等のクラブ活動、または、趣味・教養を広げる各種講座をとおして、充実したひとときを過ごし、心身ともに健康で明日の仕事への意欲を養っていただきたいと願っています。また、多くの仲間と出会い、グループ活動を通して集団活動の意義を学ぶことは、人間の成長に必要であると考え、青少年自身によるグループ活動を積極的に推進しています。

(1) 講座の実施

勤労青少年の充実した一般教養及び実務教育の機会提供に資するため、各種講座を開設し、利用者の職業生活の充実を図ります。

《 実施期間 》

4期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）

2期（前期〔4月～9月〕、後期〔10月～3月〕）

《 講座内容 》

テニス、スローフローヨガ、バドミントン、浴衣着付、料理&お菓子、茶道、華道、書道&ペン、英会話 等

(2) クラブ活動の育成・支援

利用者の自主的な活動として行われているクラブ活動に対して場と機会を提供し、育成と支援（必要な助言及び指導）を行います。

《 クラブ名（令和5年度） 》

バドミントン、フットサル、テニス、ソフトテニス、軽音、卓球、バスケットボール、占い研究、アコースティックギター、ウクレレ、着付

(3) 特別事業（レクリエーション）

勤労青少年が余暇を有効に活用し、青少年間、異世代間の交流を図る機会を提供することを目的とします。

《 令和4年度実績例 》

運動会、ボーリング大会、クリスマスリサイタル、清掃活動

《 その他 》 ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっているイベント

お花見、バーベキュー、会津まつり会津磐梯山踊り、ホーム祭、クリスマスパーティー、新年会など

(4) 若年者支援事業（生活・職業等に関する相談及びセミナーの実施）

勤労青少年の職業生活、その他に関する相談及び各種の情報提供を行う。

具体的には、生活、職業等に関する相談及びセミナーの開催や、求職支援、中小企業勤労者総合福祉推進事業として実施している各種事業の紹介、関連団体との情報提供による補助を行っています。